

食安輸発0614第17号

平成25年6月14日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公 印 省 略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(中国産山椒の果実のアフラトキシン、グアテマラ産ごまの種子のイミダクロプリド、タイ産未成熟えんどうのテトラコナゾール及びハイゴショウのハロキシホップ)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号（最終改正：平成25年6月13日付け食安輸発0613第5号）に基づき実施しているところです。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から中国産山椒の果実のアフラトキシンの項を削除し、同通知の別表第2及び別表第3からグアテマラ産ごまの種子のイミダクロプリドの項、タイ産未成熟えんどうのテトラコナゾールの項及びハイゴショウのハロキシホップの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。